



令和3年1月12日

日本リウマチ財団「リウマチ専門職資格」新規・更新申請予定者 各位

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)による 申請単位不足に関する特例措置について(令和3年度)

公益財団法人日本リウマチ財団
リウマチ専門職委員会

各位におかれましては、通常診療に加え、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への対策等により、ご多忙のことと拝察申し上げます。

COVID-19対策のため、国・自治体や施設等からイベント等の開催に様々な感染予防対策が要望されています。当財団でも単位取得認定の各種教育研修会等の多くが、全国的に中止・延期等となり、開催数が減少していることから、現在、新規・更新申請準備をされている各位において、申請に必要な単位数(参加回数)を確保できない事例が予測されます。そのため、下記の時限的特例措置により対応することを通知します。

記

【特例内容】

単位認定教育研修会等の中止・延期等により、申請にあたって必要単位(登録理学・作業療法士は参加回数)が不足の場合は、参加が可能となった時点から可及的速やかに不足単位(参加回数)を取得することを条件として、申請書を受理します。必要単位(参加回数)以外の資格要件についての書類審査を行い、不足単位(参加回数)取得を必須要件として各種リウマチ専門職資格を認定します。

なお、COVID-19感染状況により、上記対応でも必要単位(参加回数)取得が困難な場合は、別途対策を講じる予定です。

1. 登録医の申請であれば「教育研修会受講記録」、登録看護師、薬剤師の申請であれば「教育研修単位取得証明書一覧表」、登録理学・作業療法士の申請であれば「リウマチ性疾患に関する教育研修受講記録(経過措置期間用)」に、それぞれ取得した単位(参加)取得証明書の内容を記入し、当該用紙下部欄外に不足単位数(参加回数)をお書きください。
(例: 5単位不足(経過措置の場合は1回不足))
2. 上記の不足分を記入した「教育研修会受講記録」並びに他の申請書類一式を、指定された提出期日(当日消印有効)までに、財団事務局へ提出してください。
3. 後日、速やかに単位認定教育研修会を受講していただき、不足していた単位数(参加回数)を満たした時点で、不足分の単位(参加)取得証明書を財団事務局へ提出してください。

お問合せ先

公益財団法人 日本リウマチ財団 事務局

〒105-0004 東京都港区新橋 5-8-11

新橋エンタービル 11 階

TEL : 03-6452-9030 / FAX : 03-6452-9031

E-mail : nursejrf@rheuma-net.or.jp